

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則(平成十六年規則第二十三号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則 平成十六年十二月十六日 奈良県規則第二十三号 改正 平成一七年 三月二九日規則第三八号 平成二二年 三月三一日規則第四二号 平成二七年一月一六日規則第五五号 平成二九年三月三一日規則第五六号	○都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則 平成十六年十二月十六日 奈良県規則第二十三号 改正 平成一七年 三月二九日規則第三八号 平成二二年 三月三一日規則第四二号 平成二七年一月一六日規則第五五号 平成二九年三月三一日規則第五六号 <u>令和〇年〇月〇日規則第〇号</u>
都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則をここに公布する。 都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則 (趣旨) 第一条 この規則は、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例(平成十六年十二月奈良県条例第十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (条例第三条第一項第三号の規則で定める道路の幅員) 第二条 条例第三条第一項第三号の規則で定める区域内の主要な道路の幅員及び当該道路が接続する区域外の道路の幅員は、六メートル(災害の防止、通行の安全等に支障がないと認められる場合にあつては、お	都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則をここに公布する。 都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則 (趣旨) 第一条 この規則は、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例(平成十六年十二月奈良県条例第十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (条例第三条第一項第三号の規則で定める道路の幅員) 第二条 条例第三条第一項第三号の規則で定める区域内の主要な道路の幅員及び当該道路が接続する区域外の道路の幅員は、六メートル(災害の防止、通行の安全等に支障がないと認められる場合にあつては、お

おむね四メートル)以上とする。

(条例第三条第一項第五号の規則で定める土地の区域)

第三条 条例第三条第一項第五号の規則で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。

一 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

四 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第六項第一号ロに掲げる農地

五 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域

六 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一項に規定する史跡名勝天然記念物に係る地域

七 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項本文又は第二十五条の二第一項の規定により指定された保安林(同法第三十条及び第三十条の二の規定により告示した保安林予定森林を含む。)の区域

おむね四メートル)以上とする。

(条例第三条第一項第五号トの規則で定める土地の区域)

第三条 条例第三条第一項第五号トの規則で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。

一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第六項第一号ロに掲げる農地

二 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域

三 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一項に規定する史跡名勝天然記念物に係る地域

四 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項本文又は第二十五条の二第一項の規定により指定された保安林(同法第三十条及び第三十条の二の規定により告示した保安林予定森林を含む。)の区域

八 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二十条第一項の規定により指定された特別地域

九 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第六条第一項の規定により定められた歴史的風土特別保存地区(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)第三条第一項の規定により定められた第二種歴史的風土保存地区を除く。)

十 奈良県立自然公園条例(昭和四十一年十二月奈良県条例第二十三号)第十七条第一項の規定により指定された特別地域

十一 奈良県文化財保護条例(昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号)第三十八条第一項に規定する県指定史跡名勝天然記念物に係る地域

十二 前各号に掲げるもののほか、都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域として知事が定めるもの

(平一七規則三八・平二二規則四二・平二七規則五五・平二九規則五六・一部改正)

(条例第三条第二項の規則で定める事項等)

第四条 条例第三条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 土地の区域の名称
- 二 土地の区域の町名又は字名

五 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二十条第一項の規定により指定された特別地域

六 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第六条第一項の規定により定められた歴史的風土特別保存地区(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)第三条第一項の規定により定められた第二種歴史的風土保存地区を除く。)

七 奈良県立自然公園条例(昭和四十一年十二月奈良県条例第二十三号)第十七条第一項の規定により指定された特別地域

八 奈良県文化財保護条例(昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号)第三十八条第一項に規定する県指定史跡名勝天然記念物に係る地域

九 前各号に掲げるもののほか、都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域として知事が定めるもの

(平一七規則三八・平二二規則四二・平二七規則五五・平二九規則五六・一部改正)

(条例第三条第二項の規則で定める事項等)

第四条 条例第三条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 土地の区域の名称
- 二 土地の区域の町名又は字名

三 土地の区域の面積

2 条例第三条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 土地の区域の位置図(縮尺二万分の一以上のもの)
- 二 土地の区域の区域図(縮尺五千分の一以上のもの)
- 三 条例第三条第一項各号のいずれにも該当することを証する書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 前二項の規定は、指定の変更又は廃止について準用する。

(条例第三条第四項等の規定による公示の方法)

第五条 条例第三条第四項(条例第四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、奈良県公報に登載して行うものとする。

2 知事は、前項の規定により登載したときは、次に掲げる書類を公衆の縦覧に供するものとする。

- 一 公示の内容を記載した書類
- 二 土地の区域(建築物の用途を指定する場合にあっては、当該指定に係る土地の区域を含む。次号において同じ。)の位置図(縮尺二万分の一以上のもの)
- 三 土地の区域の区域図(縮尺五千分の一以上のもの)

3 前二項の規定は、指定の変更又は廃止について準用する。

(条例第四条第一項第三号の規則で定める建築物)

第六条 条例第四条第一項第三号の規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)別表第二(ろ)項第二号に

三 土地の区域の面積

2 条例第三条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 土地の区域の位置図(縮尺二万分の一以上のもの)
- 二 土地の区域の区域図(縮尺五千分の一以上のもの)
- 三 条例第三条第一項各号のいずれにも該当することを証する書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 前二項の規定は、指定の変更又は廃止について準用する。

(条例第三条第四項等の規定による公示の方法)

第五条 条例第三条第四項(条例第四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、奈良県公報に登載して行うものとする。

2 知事は、前項の規定により登載したときは、次に掲げる書類を公衆の縦覧に供するものとする。

- 一 公示の内容を記載した書類
- 二 土地の区域(建築物の用途を指定する場合にあっては、当該指定に係る土地の区域を含む。次号において同じ。)の位置図(縮尺二万分の一以上のもの)
- 三 土地の区域の区域図(縮尺五千分の一以上のもの)

3 前二項の規定は、指定の変更又は廃止について準用する。

(条例第四条第一項第三号の規則で定める建築物)

第六条 条例第四条第一項第三号の規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)別表第二(ろ)項第二号に

掲げる建築物

二 建築基準法別表第二(は)項第五号及び第六号に掲げる建築物

三 研究所、事務所及び倉庫で床面積の合計が三百平方メートル以内のもの

四 工場(建築基準法別表第二(と)項第三号、(り)項第三号及び(ぬ)項第一号に掲げるものを除く。)で床面積の合計が三百平方メートル以内のもの(作業場の床面積の合計が百五十平方メートル以内のものに限る。)

五 当該地域の産業の振興に寄与するものとして知事が定める事業を営む工場で床面積の合計が三百平方メートル以内のもの(作業場の床面積の合計が百五十平方メートル以内のものに限る。)

(条例第四条第二項において準用する条例第三条第二項の規則で定める事項等)

第七条 条例第四条第二項において準用する条例第三条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 建築物の用途の指定に係る土地の区域の名称

二 建築物の用途の指定に係る土地の区域の町名又は字名

三 建築物の用途の指定に係る土地の区域の面積

四 建築物の用途

2 条例第四条第二項において準用する条例第三条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 建築物の用途の指定に係る土地の区域の位置図(縮尺二万分の一以

掲げる建築物

二 建築基準法別表第二(は)項第五号及び第六号に掲げる建築物

三 研究所、事務所及び倉庫で床面積の合計が三百平方メートル以内のもの

四 工場(建築基準法別表第二(と)項第三号、(り)項第三号及び(ぬ)項第一号に掲げるものを除く。)で床面積の合計が三百平方メートル以内のもの(作業場の床面積の合計が百五十平方メートル以内のものに限る。)

五 当該地域の産業の振興に寄与するものとして知事が定める事業を営む工場で床面積の合計が三百平方メートル以内のもの(作業場の床面積の合計が百五十平方メートル以内のものに限る。)

(条例第四条第二項において準用する条例第三条第二項の規則で定める事項等)

第七条 条例第四条第二項において準用する条例第三条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 建築物の用途の指定に係る土地の区域の名称

二 建築物の用途の指定に係る土地の区域の町名又は字名

三 建築物の用途の指定に係る土地の区域の面積

四 建築物の用途

2 条例第四条第二項において準用する条例第三条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 建築物の用途の指定に係る土地の区域の位置図(縮尺二万分の一以

上のもの)

二 建築物の用途の指定に係る土地の区域の区域図(縮尺五千分の一以上のもの)

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 前二項の規定は、指定の変更又は廃止について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

(都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の一部改正)

2 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則(昭和四十五年十一月奈良県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一七年規則第三八号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年規則第四二号)

この規則中第三条第八号の改正規定は平成二十二年四月一日から、同条第十号の改正規定は同年七月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第五五号)

この規則は、平成二十七年一月十八日から施行する。

附 則(平成二九年規則第五六号)

この規則は、公布の日から施行する。

上のもの)

二 建築物の用途の指定に係る土地の区域の区域図(縮尺五千分の一以上のもの)

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 前二項の規定は、指定の変更又は廃止について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

(都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の一部改正)

2 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則(昭和四十五年十一月奈良県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一七年規則第三八号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年規則第四二号)

この規則中第三条第八号の改正規定は平成二十二年四月一日から、同条第十号の改正規定は同年七月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第五五号)

この規則は、平成二十七年一月十八日から施行する。

附 則(平成二九年規則第五六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和〇〇年規則第〇〇号)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。